

平成20年度岡山県包括外部監査結果報告書概要

包括外部監査人 河 村 英 紀

第1章 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

「教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について（ただし、同委員会教育庁文化財課の事務の執行部分を除く）」（原則平成19年度）

2 テーマを選定した理由

岡山県においては、平成20年6月、財政再生団体に転落するという最悪の事態を回避し、持続可能な財政構造を確立するためとして、「岡山県財政危機宣言」を発し、その後「岡山県財政構造改革プラン」を発表し、同年12月には新たに「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定した。上記改革においては、あらゆる事案をゼロベースで見直すとしながらも、「子どもの教育」「子育て」の分野は配慮する分野とされており、また、予算をみても岡山県予算における教育予算の規模が極めて大きいだけでなく、平成17年度以降岡山県予算については、減少を継続する一方で教育関係予算のみはわずかではあるが増加を続けている。

確かに教育行政改革が最重要課題であることは否定できないが、財政面からみて、現在の厳しい財政状況において、教育行政そのものもはや聖域ではない。現在の地方分権推進に伴う教育行政改革の中で教育行政の有効性、効率性、経済性については県民の関心が高いと思われ、教育委員会の事務について有効性、経済性、効率性を再度見直し、監査を行うことが有意義であると考えた。

3 監査のチェック項目

岡山県教育委員会の事務及び所管の財政援助団体の管理運営事務について、その合规性、妥当性、経済性、効率性、手続の公正性を中心に監査することとし、具体的には、下記のチェック項目を念頭において、調査、検討した。

記

- 1 実施した事業、歳入、歳出事務に係る手続は法令等に準拠して適正に執行されているか。
- 2 実施した事業について
 - (1) 教育行政改革施策に基づき計画的に進められているか。
 - (2) 各事業について適切な役割分担がなされているか。
 - (3) 各事業に関わる契約は適正に執行されているか。
 - (4) 実施した事業の実績値が計数的に把握され、予算と対比して検討されているか。
 - (5) 事業の実績報告、検証、フィードバックは適切になされているか。
 - (6) 私費会計との混同はないか。
- 3 所管している施設の維持・管理は適切になされているか。

- (1) 民間活力の活用は適切に検討されているか。
- (2) 大規模改修等（耐震補強工事を含む）は適切になされているか。
- 4 県の歳入事務は適正か。特に奨学金貸付事業は適正に管理されているか。
- 5 資産の有効活用がなされているか。
- 6 財団法人岡山県育英会に対する財政援助及び同団体における事務事業は適切か。
- 7 財団法人岡山県教育職員互助組合に対する財政援助及び同団体における事務事業は適切か。

第2章 岡山県教育委員会の概要

岡山県の教育行政施策については、岡山県教育委員会において、平成11年3月、「おかやま教育ビジョン」を策定し、岡山県の教育の現状及び特徴を分析した上で、基本目標を「たくましく心豊かな人づくり」と設定し、当該基本目標を実現するための基本方針を掲げている。

また、岡山県においては、危機的な財政の建て直しのため、平成9年以来、3次にわたり行財政改革大綱を策定し、歳出の削減等の行財政改革に取り組んできており、その後の平成19年3月、基本戦略の一つとして「教育と人づくりの岡山」の創造を掲げた「新おかやま夢づくりプラン」を策定した。

そして、これを踏まえた上で岡山県教育委員会においては、「おかやま教育ビジョン」の掲げる基本目標を基本的な理念とした「生涯学習の振興」「家庭・地域社会の教育力の充実」「学校教育の充実」「伝統文化の振興」という4つの各分野における方針と重点を定めた、「平成19年度教育行政重点施策」を策定し、各施策を推進した。

また、岡山県教育委員会の予算に関し、岡山県予算のうち教育委員会予算の占める割合は、平成18年度において、約24.2パーセント、平成19年度において、約24.4パーセントとなっている。平成19年度教育関係予算については、同年度岡山県当初予算が、厳しい財政状況を踏まえ、前年度の当初予算と比べると0.1パーセントの減であったにもかかわらず、教育関係予算は前年度当初予算に対し、0.6パーセントの増となっている。

なお、平成18年度教育関係予算についても、前年度当初予算に対し、0.2パーセントの増となっている。

第3章 「岡山県財政危機宣言」と「岡山県行財政構造改革大綱2008」の中で

岡山県では、平成20年6月2日、「岡山県財政危機宣言」を発し、これを受けて同年11月18日、「岡山県財政構造改革プラン」を公表し、さらにこれを基に、同年12月、「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定した。これらの改革に当たっては、あらゆる事業をゼロベースで見直すとしながらも、「新おかやま夢づくりプラン」の基本的な考え方を堅持し、「子どもの教育」「子育て」の分野は特に配慮すると明記され、予算を集中させて取組みを進めることを宣言している。

ただし、教育委員会においても、職員定数の削減については、平成20年4月定員15,464人のところ、同25年4月までの数値目標として3,355人の減（2.2パーセントの減）を図るものとしている。

第4章 監査に当たって

1 教育行政の特色

国は、国民の教育を受ける権利（憲法26条）を充足するため、教育基本法をはじめ種々の法律を制定している。教育行政にあつては、法の建前上、政治的中立性や高度の専門性の見地から、教育委員会、地方公共団体の長、各学校といった各実施主体に対して一定の自主性・自律性が与えられているとの特色がある。

2 教育行政における「効果的運営」

教育行政でも、他の一般行政と同様、効果的な運営が要求されるが、上記教育行政の特色も考慮すると、「効果的な運営」か否か判断するに当たっては、次の点に留意が必要である。

（1）教育行政の有効性（Effectiveness）について

そもそも、外部の者が教育内容の有効性（Effectiveness：一定の支出により期待される成果の達成度合い）を計数的に評価することは、極めて困難である。

そこで、教育内容の有効性を検証するには、①法が教育機関の有する専門性を考慮し、最も効果的な教育内容の実現に資するとして各教育行政主体に一定の自主性・自律性を与えていることから、教育行政の各実施主体がその権限を適切に行使できるよう合理的な役割分担とそれにふさわしい予算措置がなされているか、②一定の裁量を与えられている反面、それに対する高度のアカウンタビリティを果たす必要があることから、事業の執行の検証可能性を担保する仕組みが確立されているかを指標として判断する必要がある。

（2）教育行政の経済性（Economy）、効率性（Efficiency）について

行政が現に行っている事業のうち、行政目的が明瞭であり、その計数的な効果の測定も比較的容易だと考えられる施設・設備の設置・管理、奨学金等の各種就学支援事業等は、いわゆるVFM（Value For Money）の観点から他の一般行政と同様の意味での経済性（Economy：最小のコストで適正な量及び質の資源を獲得すること）及び効率性（Efficiency：一定の成果を最小の支出で獲得すること）があるかが問われることになる。

第5章 監査の結果及び意見

第1節 総論

1 岡山県教育委員会の教育行政施策の推進状況の特徴について

（1）生涯学習の振興の分野について

「岡山県生涯学習センター」の利用者数は増加傾向にあるが、公的な生涯学習講座への参加者数は平成16年度以降ほぼ横ばい状態にあり、今後も目標数値に向けての努力が必要である。

また、平成16年9月に県の生涯学習、公共図書館の中核拠点として開館した「岡山県立図書館」の利用者数は増加傾向にあり、今後も県民の学習拠点として利用が期待される。

（2）家庭・地域社会の教育力の充実分野について

家庭教育に関する各種講座数は平成16年以降減少しているが、同18年の参加者数は

増加していること、放課後・週末の子どもの居場所を確保する「地域ふれあいサロン」の活動回数や参加者数が増加していること、社会教育に関する各種講座への参加者数は、平成15年以降増加傾向にあること、全国一斉の読書活動の実施状況については、高等学校ではほぼ横ばい状況だが、小・中学校は増加傾向を継続していることから、いずれも一定の成果がみられる。

(3) 学校教育の充実の分野について

ア 学力向上の推進の分野

「きめ細かな指導の推進」の項目に関して、一学級当たりの在学者数の推移、本務教員一人当たりの在学者数は、ほとんどの校種において全国平均を下回り、減少傾向にあり、小、中学校の8割以上が35人以下学級となっている。少人数授業を実施している学級数とその全学級数に占める割合に関し、小学校の割合は、平成18年度までは増加傾向、中学校の割合は、同15年度をピークに減少傾向にある。また、教育支援員数（小1グッドスタート支援事業）は、平成17年度以降増加傾向にある。

「教育内容の充実」の項目に関して、県立高等学校における学校設定科目の開設科目数は全体的に増加傾向にあり、県立高等学校における社会人講師活用の支援状況も平成17年度以降は増加している。

「時代の進展に対応した教育の推進」の項目に関して、教育用コンピューター・校内LANの整備はともに全国平均を上回って進んでいるにもかかわらず、「教職員の指導力の向上」の項目に関して教員のICT活用指導力の状況は、全国平均に比べ低い傾向にある。

イ 「心の教育の推進」の分野

いじめ・不登校問題への対応等について見ると、学校内における暴力行為の平成18年度の発生件数は平成17年度に比べて増加した。いじめの発生状況は平成18年度からいじめの定義を変更したこともあって増加し、長期欠席者は小学校の長期欠席者数・不登校者数ともわずかに増加している。不登校出現率は、平成14年度以降ほぼ横ばいであるが、依然として全国平均を上回る状況にある。

このいじめ・不登校問題の解決については、数字上はあまり成果が見られないところであり、緊急に集中して取り組まなければならない分野といえる。

ウ 「高等学校教育体制の整備・充実」の分野

学校生活（県立学校）に満足している生徒の割合は、おおむね増加傾向にあり、県立高校における新しい形態の学校数を見ると、多様な特色ある学校づくりを推進しているといえる。

この点は「新おかやま夢づくりプラン」の子ども教育プログラムの夢づくり協働指標においても一定の成果が見られている分野であり、今後より一層の成果が期待される。

エ 「特別支援教育の推進」の分野

特別支援教育体制の整備状況を見ると、ほぼ全ての小中学校において校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名がなされており、個別指導計画の作成状況も

増加傾向にあるが、幼稚園と高校の体制整備のおくれから、全体としては全国平均を下回っている。特別支援学校教諭の専門免許取得の状況も全国平均に比べて低い傾向にあり、この分野についてもさらに集中して取り組む必要がある。

オ 「学習環境の整備・充実」の分野

「施設・設備等の整備・充実」の項目に関して、学校施設の耐震化の状況については、県立学校・公立小中学校ともに全国平均を下回っている。

「教職員の資質向上」の項目に関して、特別支援学校教諭の専門免許取得の状況は、概ね増加傾向にはあるが、全国平均に比べ低い傾向にある。

カ 「体育・健康教育の充実」の分野

「体育・スポーツ活動の充実」の項目に関して、子供の体力・運動能力の状況は、長期的に低下若しくは停滞傾向が継続しているが、運動部活動への加入状況は、高等学校ではおおむね増加傾向にある。

「健康教育の充実」の項目について、学校の安全管理の取組状況を見ると、防犯監視システムの整備は、増加はしているが、今なお全国平均よりは低くなっている。子どもの健康及び安全の分野は、「おかやま教育ビジョン」の策定の当時から基本目標とされているところであり、一層集中して取組みが強化される必要がある。

なお、子どもの朝食の摂取状況は、学年が上がるに連れて減少しており、学校給食における県産農林水産物使用割合は平成17年度以降増加している。この点は、「新おかやま夢づくりプラン」の青少年プログラムの「食育から広げる生活リズム向上プラン」の取組としてもなされている。

キ 「人権教育の推進」の分野

教職員人権教育研修会の実施回数は、減少傾向にある。

2 「新おかやま夢づくりプラン」の「教育と人づくりの岡山」の創造に関する4つのプログラムの進捗状況について

(1) 子ども教育プログラム

(夢づくり政策評価シートにおけるプログラム達成レベル 3 (概ね目標水準))

この分野はこれまで一定の成果が見られているところではあるが、指標以外のデータでは、教育のICT活用指導力は全国平均に比べて低く、また、特別支援教育体制の整備や特別支援学校教諭の専門免許取得率などは全国平均を下回っているものであり、それらの一層の取組みが必要であるといえる。

(2) 青少年プログラム

(夢づくり政策評価シートにおけるプログラム達成レベル 3 (概ね目標水準))

この分野では、校内暴力の発生件数、いじめの発生状況、長期欠席者数、不登校者数のデータを見ると、全国平均から劣る状況にあるものもあり、これらの点も含めて緊急に取組みを進めるべきである。

(3) 生涯学習プログラム

(夢づくり政策評価シートにおけるプログラム達成レベル 4 (目標水準を上回った))

この分野は一定の成果が見られるところであり、特に県立図書館の役割は大きく、今後とも積極的な取組みが期待される。

(4) 人権プログラム

(夢づくり政策評価シートにおけるプログラム達成レベル 3 (概ね目標水準))

「人権啓発・教育リーダー数」の指標では、一定の成果が見られる。

3 総合所見

(1) 教育行政の有効性の観点から

ア 適切な役割分担の観点から

(ア) 各市町村教育委員会との役割分担を更に見直すべきである(意見)。

地方公共団体の自主性及び自律性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るという地方分権推進の基本理念は、各教育行政主体の専門性からの自主性・自律性への配慮といった教育行政の特性に照らすと、その趣旨は一層強く妥当する。

これまでも市町村教育委員会との役割分担の見直しが図られてきたと考えられるが、本来、各市町村教育委員会の権限と責任において実施されるべき事業などが県費を投じて実施されている(各論1、2)。県教委と各市町村教育委員会との役割分担を改めて問い直し、市町村教育委員会の自主性・自律性にゆだねるべき事業については、移譲・廃止・縮小も視野に入れて検討すべきである。

(イ) 教育機関との役割分担を見直すべきである(意見)。

現在も高等学校の学校経営予算(各論3)が制度化されるなどして、予算面でも各教育機関に一定の裁量を認めているが、今後は、学校評価制度や学校運営協議会制度を積極的に導入するなどして学校運営の透明性を確保した上、支出対象や予算枠を拡大し、広く各学校の裁量にゆだねることが、教育行政の運営がより有効に機能するものと考えられる。

(ウ) 公益法人との役割分担の見直しを検討すべきである(意見)。

財団法人岡山県育英会(各論9)及び財団法人岡山県教育職員互助組合(各論10)は、本来、県教委が行うべき教育の基本的なインフラに関する事業を、県の補助金を受けて担当しているが、少なくとも現時点において、真に効果的かどうか疑わしい。特に、財団法人岡山県教育職員互助組合に関しては、補助金支給の要件である公益性にも疑問が生じるところとなっている。

これら事業を県教委自身で実施することも視野に入れた抜本的検討をすべきである。

イ 透明性確保の観点から

(ア) 事業費の予算・決算について財務的観点から、決算実績を踏まえて、次年度以降の事業予算に反映する制度にすべきである(意見)。

県教委では、毎年度、教育行政重点施策を定めた上で、その実施のため各事業を担当課ごとに細かく細分化し、当初事業予算を組んでいる。しかし、細分化された各事業に

対応する決算実績は報告されておらず、事業経費を事業単位で正確に捕捉することは困難であり、財務的な観点からみると、次年度以降の事業予算にフィードバックすることはできないため、県民に対するアカウントビリティの面から問題があるといわざるを得ない。

また、定められた予算を使い切ることに関心するといった弊害も懸念される場所であり（各論3）、いわゆる経営のPDCAサイクルの発想を取り入れるという観点からしても事業実績を反映した事業予算の編成ができるように検討すべきである。

(イ) モニタリング機能を強化すべきである（意見）。

各教育行政主体に一定の裁量が与えられている反面、事業の執行の検証可能性を担保する仕組みが確立されていることが極めて重要であり、学校教育においては、当該学校の生徒の保護者、その他の学校関係者による評価に絡めた学校関係者評価の導入、学校運営協議会制度を積極的に導入することが不可欠であると考えられる（各論3）。

なお、本来、本監査の対象となるものではないが、高等学校実習経営（各論4）の監査を実施する中で浮かび上がってきた学校徴収金につき、県教委が「学校徴収金等取扱マニュアル」を策定して県費と私費との混同が生じないように一定の指導をしている点は評価できるが、各学校が県教委に対して何ら報告を要しない点は、透明性確保の点からすれば極めて不十分であり、早急に学校徴収金に関する報告を指導すべきである。

(2) 経済性・効率性の観点から

ア 債権の管理・回収につき、従前の管理体制・方法を抜本的に改めるべきである（意見）。

子どもの教育分野は、厳しい財政状況の中でも特に配慮すべき分野とされている。それだけに、コスト削減はもちろんのこと、一般行政分野よりもさらに歳入分野の取組みが強化されるべきである。

この点に関して、滞納奨学金貸付の管理、回収については（各論8、9、11）、更に回収マニュアルの整備、回収体制の一定化、法律の専門家への法的措置の依頼を含めた回収体制の強化等の取組みを進めるべきである。

イ 資産の有効活用を積極的に進めるべきである（意見）。

岡山県育英会の所有する東京寮（各論9）は、施設が老朽化し、入寮率も下落傾向が続いているが、大規模な改修工事もなされず、耐震診断はなされているが、今後の対策も積極的に検討された様子はない。東京寮の県有地は、試算によれば年間4,000万円を超える地代収入が得られると考えられるものであり、緊急に対策委員会等を設置して今後の在り方について検討すべきである。

また、旧岡山県教育センター及び現在の岡山東商業高等学校「翠光会館」（旧岡山県情報教育センター）の建物（各論7）や今回取り上げていないが岡山県総合教育センターの規模縮小に伴い空地となった部分や高校再編に伴い閉鎖された学校等の施設についても、売却等も視野に入れた有効活用を早急に検討すべきである。

ウ いわゆるPFI方式の導入は施設の性格を考慮して慎重に検討すべきである（意見）。

県教委は、民間活力導入の見地から、岡山県総合教育センターにPFI（Private Finance

Initiative) 方式を導入しているが、P F I 方式による場合、長期間にわたって固定した費用を支払い続けるのであるから、その導入に当たっては、施設の性格を十分考慮し、P F I 方式を採用することが効率性・経済性に資するか否かを慎重に検討する必要がある。しかるに、岡山県総合教育センターに関しては、真の意味での効率性・経済性を厳密に検討したかどうか疑問であるといわざるを得ない（各論6）。

第2節 各論

1 スクールサポーター配置事業

1 事業概要

(1) 事業目的

小・中学校での教育相談体制の整備とともに、不登校問題の解決を図る。

(2) 事業内容

- ア 対象 公立小・中学校の児童・生徒、保護者
- イ 手段 地域の人材を「スクールサポーター」として小・中学校に配置、学校での相談活動、家庭訪問による不登校児童・生徒や保護者への支援を行う。
- ウ 勤務形態 週1回（小学校はおおむね週2回）、1回当たり半日程度を基本。
- エ 職務 不登校への対応、保護者との連携、小・中学校間連携、教育相談、不登校問題への対応、適応指導教室、関係機関・地域との連携

2 監査の結果及び意見

スクールサポーター配置事業は各市町村教育委員会にゆだねることを検討すべきである（意見）。いじめ・不登校問題の解決は、緊急に集中して取り組まなければならない分野ではあるが、本事業は、小・中学校を所管する各市町村教育委員会において自主的・自律的に運用されるべき筋合いのものである。したがって、本事業は、学校評価制度の導入や学校運営協議会制度によって児童・生徒やその保護者の意見をくみ取りつつ、小・中学校や地域の実情を最もよく知る当該市町村教育委員会の財源において実施することが最も効果的な運用に資するものと考えられる。

なお、本事業は平成21年度から予算が削減される予定である。

2 人権教育市町村等指導事業

1 事業概要

(1) 事業目的

様々な人権問題解決に向けて、市町村における人権教育について調査や指導を行い、教育実践の推進を図る。

(2) 事業内容

- 県教委本庁及び教育事務所に人権教育推進員（月15日）を配置。
- 県教委本庁及び教育事務所職員による市町村や学校等の指導訪問。
- 人権・同和教育課に指導事務補助としてアルバイト職員を配置。

2 監査の結果及び意見

人権教育市町村等指導事業は廃止ないし縮小を検討すべきである（意見）。市町村教育委員会との適正な役割分担によって教育行政を有効に機能させるという観点からすると、本事業の対象となっている事務事業は地域住民に身近なものと考えられるのであるから、各市町村の実情に応じた自主的・自律的判断により、人権教育の向上を目指す事業を実施すべきものであり、今後、本事業を廃止ないし縮小も視野に入れて検討すべきであると考えます。

なお、本事業は平成21年度以降廃止が予定されている。

3 学校経営予算

1 事業概要

学校現場の経営者である校長が、学校の教育目標を達成するため、主体的に予算執行計画の策定から執行まで行う事業。

(1) 学校経営予算の対象とする経費

生徒の教育活動に直接関わるもの（注 施設の維持管理及び修繕に係る経費並びに人件費は対象としない。）

(2) 対象とする支出科目

原則として、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 手続きの流れ

学校長は、学校経営予算の範囲内で、事業の内容、事業別経費の積算、実施時期等を精査した上、事業計画書及び予算総括表を提出し、予算の配分を受ける。事業の実施後、学校長は、事業の実施過程及びその結果につき、自己評価及び外部評価を行った上、教育委員会に成果報告書及び決算書を提出する。

2 監査の結果及び意見

(1) 予算要求に見合った予算執行を行うべきである（意見）。

各高等学校長から提出された当初予算計画書の合計は、96,499千円であり、予算枠1億円との差額は、後に各学校に46千円ずつの需用費の予算上乗せを行ったものと推測される。しかし、学校から要求もないのに、使用科目まで本庁で定めて、追加で予算を令達する必要性があるのか疑問といわざるを得ない。

また、主に需用費以外で余った予算は、最終的には補正予算により需用費へ振り替られて、図書や消耗品の購入に支出し、各高等学校の予算をほとんど消化している。

現状のように各高等学校の裁量が限局された制度設計を前提とするのであれば、真に必要なものを当初予算で要求してもらい、予算が余ればこれを返還するのが筋であろう。

(2) 現場経営者である校長の裁量権を拡大するため、支出対象・予算枠を見直すべきである（意見）。

「学校経営予算」という名称とは裏腹に、外部講師による講演や図書購入などに充てられていることが多いが、これは、学校経営予算の使途や予算枠が極めて限局されたものであるためと推測される。

各高等学校の自主性・自立性にゆだね、学校現場の「経営者」たる校長の手腕を発揮させ、有効な教育行政を実現するためには、支出対象の見直しをしたり、全体の予算枠の拡大を図ったりすることも視野に入れて検討すべきではないかと考えられる。

(3) 適切な外部評価を実施した上、各学校の実績を次年度以降の予算配分に反映させる等の措置を講じるべきである（意見）。

いわゆる経営のPDCAサイクルの発想を取り入れるというのであれば、後述する学校評価制度等による前年度の自己評価やしかるべき外部評価を基に各高等学校の学校経営の達成度を評価し、次年度以降の予算配分に反映させるといった制度設計も視野に入れるべきである。

ところで、要綱上は外部評価に付される旨規定されているが、現にいかなる外部評価が実施されているか必ずしも明らかでない。後述する学校評価と絡めた学校関係者評価や外部有識者評価（第三者評価）を導入すべきではないかと考える。

(4) 学校評価制度の導入を積極的に検討すべきである（意見）。

平成19年度において学校評価は全く実施されていなかったようであるし、自己評価以外の学校関係者評価や第三者評価についての取組みの状況が不明である。

学校内部の自己評価に限界があることは明らかであり、生徒の保護者や地域住民を中心とする県民に対するアカウンタビリティという観点に照らして、各学校の実情や特性に配慮しつつ、学校関係者評価や第三者評価を義務付け、又は指導する必要がある。

(5) 学校運営協議会制度の導入を積極的に検討すべきである（意見）。

学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関である学校運営協議会は、教育行政に係る事業の執行の検証可能性を担保し、県民（保護者・地域住民）の評価にたえ得るものとし、さらにその意見を適切に反映させるために有用な制度であるが、岡山県においては、平成17年度から同18年度の2年間、岡山東商業高等学校が文部科学省の指定を受けて調査研究を行っているが、現在に至るまで、かかる学校運営協議会が設置された実績はない。

高等学校は、通学範囲も広く、適切な人材確保が困難であることを理解できなくはないが、学校運営協議会制度導入を積極的に検討し、各学校において、保護者や地域住民を含めた県民に対し、学校運営に関するアカウンタビリティを果たすよう努力すべきであろう。

4 高等学校実習経営

1 事業概要

農業系高校（9校）における実習経営の円滑な運営とその経理の適正を図るため、農産物（牛、豚、米、野菜等）の売払収入及び経費を計上する会計として特別会計が設けられたものである。

2 監査の結果及び意見

(1) P T Aを通じた農産物売払取引について、P T A側での受入処理及び決算書による開示義務を指導すべきである（指摘事項）。

岡山県は、P T A購買部と基本取引契約（書類上は売買契約書）を締結し、農場生産物を売り払っているが、P T A側での会計処理は行われていない。

P T Aにおいて特別会計の会計単位を設定し、岡山県（岡山県立高等学校実習経営特別会計）からの仕入と同額の売上を計上した収支決算書を開示して、P T A関係者に説明義務を果たす必要がある。

また、県教委は、各学校から報告される決算書を閲覧・検討することで適切な管理・運用が可能となることから、P T Aの決算書類を徴求する必要がある。

なお、当該売買取引は、消費税法上の課税取引に該当することから、基準年度における課税売上取引金額が10百万円を超える場合には、P T Aが消費税法上の課税事業者になる可能性があることに留意する必要がある。

(2) 学校徴収金に係る決算書を提出するよう指導すべきである（意見）。

P T A会計に関連して、いわゆる学校徴収金（教育活動において必要となる経費のうち、受益者負担の考え方に基づいて保護者が負担する経費）につき、県教委は、学校徴収金の持つ公共性にかんがみ、平成16年5月に「学校徴収金等取扱マニュアル」を策定している。

しかし、各学校が県教委に対して何ら報告を要しない点は不十分である。高等学校は、生徒の選択により入学する学校種であること、学校徴収金が保護者にとって相当のウェイトを占める負担であることも考慮すると、将来の生徒ないし保護者を含む県民全体が、その管理・運用状況に関する情報にアクセスし得る措置を講じておくべき必要がある。また、各学校が県教委に対して何ら学校徴収金に関する報告を要しない結果、各学校の学校徴収金の管理・運用状況の検証が不可能となっていて、ブラックボックス化している。

以上の見地からすれば、県教委は、各学校長に対し、学校徴収金の学校徴収金等検討委員会の決算処理を経た決算書を提出するよう指導すべきである。

なお、学校徴収金は、教育委員会の事務事業に該当しないが、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有する重要なものであるから、念のため意見を述べたものである。

5 県立高等学校校舎等整備費（耐震化推進事業）

1 事業概要

県立学校施設の耐震性の低い建物を対象に、本格的な耐震診断及び耐震補強工事を実施。平成19年3月に策定した「新おかやま夢づくりプラン」においても、同23年度に県立学校の耐震化率を65パーセントとする目標を設定している。

2 監査の結果及び意見

(1) 県立学校施設の耐震化推進事業は、基本的に計画的かつ適切に実施されているものと認められる。

優先度調査の結果に基づき、優先度の高い建物から順に耐震診断が実施されているものと認められた。また、若干の順序は前後するものの、おおむね危険度の高い建物から順に耐震補強工事が実施されているものと認められた。

(2) 契約事務は適切に処理されている。

耐震診断業務委託契約、実施設計委託契約及び耐震補強（大規模改造）工事契約のうち、契約金額が最も大きい委託契約（各1件）を抽出し、契約形態の妥当性、業者選定手続、随意契約を採用した場合のその理由及び変更契約がある場合のその理由などが合理的かどうかという観点から各種資料を調査した結果、契約事務は適切に処理されていた。

6 岡山県総合教育センター

1 施設概要

(1) 沿革

岡山県総合教育センターは、一旦実施設計まで完了していたものの、平成9年に当分の間事業を凍結することとされた。しかし、平成13年9月にP F I方式による施設整備等を検討した新たな基本計画が策定され、平成14年1月にP F I方式によって事業を実施することが決定さ

れ、この事業計画に基づき、平成19年4月に設置、開所した。

(2) P F I 方式による運営

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の設計・建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法である。民間事業者が事業全体に関与することになり、事業期間を通じた事業の採算性確保を前提として、設計・建設、維持管理及び運営につき創意工夫を発揮することによって、最も効率的かつ経済的に実施する手法を考えることにより、事業期間全体のライフサイクルコストの削減と公共サービスの向上が図られる点にP F I 方式を採用する意義があるとされる。

岡山県総合教育センターのP F I 事業については、岡山県は、P F I 事業契約に基づき、本件の事業者である岡山総合教育サービス株式会社（特別目的会社（S P C））から、サービスの提供（本件施設の設計・建築、建物完成後の施設維持管理）を受け、その対価としてサービス購入費を支払っている。

サービス購入費は、本件施設の設計、工事管理及び建設に係る対価（施設整備費）と維持管理業務に係る対価（維持管理費）から構成され、モニタリングによって適切に業務が実施されているか確認した上で支払うものとされ、平成19年度から平成38年度までの各年度において半期毎の計40回に分けて、原則として各回均等に支払うものとされる。

2 監査の結果及び意見

(1) P F I 方式による事業を実施する場合、創意工夫を発揮させる余地の大きい業務を含めて民間事業者に委託すべきである（意見）。

P F I 方式を導入しても、民間事業者の創意工夫が発揮される場面が少なければ、事業の大幅な効率化は見込めない。特に、P F I 方式で事業を行う場合、通常、民間の金融機関から市中金利による融資を受けて資金調達するため、公債発行による場合と比較して資金調達コストは高くなるといった追加コストも発生する。民間に創意工夫を発揮させる場面がどれだけあり、そのためにどの程度事業がより効率的・経済的になるのか、十分に検討した上でP F I 方式の採用を決定しなければならない。

しかし、サービス購入費のほとんどが民間事業者の関与によるコスト削減や効率化が見込める部分が少ない施設整備費で占められており、かつ、研修業務が主たる事業であるにもかかわらず、民間事業者に委託する業務を施設維持管理に限定して研修業務の委託の検討が不十分なまま、本件施設をP F I 方式による運営とした点は適切であったのか疑問である。

今後、P F I の手法による事業を行うならば、民間事業者による創意工夫が発揮でき、より一層のコスト削減や事業の効率化が期待できる業務についても委託し、P F I の本旨に沿った運営を行うべきである。

(2) P F I 方式を採用するにあたり、従来型事業による場合の負担との比較を分かりやすく開示すべきである（意見）。

平成16年12月20日付「岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業の客観的評価の公表について」ではP F I 事業によることで財政負担の削減が見込まれるとあるが、県が公表した資料からは、この削減は入札による効果なのか、どこまでがP F I 方式採用による効果だったのか、

という疑問を明らかにできない。

また、PFI方式の採用を検討した平成13年9月の基本計画書におけるコスト削減効果の試算においても、基本計画書の表現からは有利・不利の判断を行うことができず、また、所与の条件次第では、最終的な試算結果は逆になる可能性も否定できない等、なぜこのような計算結果になるのか分かりにくい。

PFIの基本的な枠組みにつき、基本計画書段階でのBOT方式から、入札段階ではBTO方式に方針変更されているが、方針変更についての考え方も公表されていない。

結果論として、本件ではコスト削減効果があったことを否定するものではないが、本当にPFI方式によることが妥当だったか否か、十分な透明性を確保して、PFI方式を採用するにあたり、従来型事業による場合の負担との比較を分かりやすく開示すべきであったと考える。

(3) モニタリングを速やかに実施できる体制を構築すべきである（意見）。

PFI方式による場合、長期間にわたって固定した費用を支払い続けるのであるから、事業者から費用に見合うだけの適切なサービスの提供を受けているか、モニタリングによって常にチェックできる体制を整えなければならず、今後、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに随時モニタリングを実施できるような仕組みを構築するなど、維持管理が適正かどうか十分に監視できる体制を整えるべきである。

7 旧岡山県教育センター・旧岡山県情報教育センター（現「翠光会館」）

1 旧岡山県教育センターの利用状況

現在は、施設の老朽化が進んでおり、建物の一部につき、物品を保管する倉庫としての利用にとどまる。

今後の利用予定につき、既存施設の利用も耐震補強工事及び改装工事に多額の費用が見込まれること、他方、施設を撤去して更地にするにも撤去費用がかかることから、当面は現状を維持して、物品の保管場所としての倉庫として利用される予定である。

なお、耐震補強工事の実施予定もなく、耐震診断は未実施である。

2 旧岡山県情報教育センター（現・岡山東商業高等学校「翠光会館」）の利用状況

現在は、隣接する岡山東商業高等学校に所管替えし、岡山東商業高等学校の施設（「翠光会館」）として、部活動の合宿、授業等に利用されているほか、商業中心校としての研修等の各種会議に利用されている。

今後も、岡山東商業高等学校の施設として利用される予定である。

なお、建物につき、耐震補強工事の実施につき、耐震診断未実施ではあるが今後実施予定である。

3 監査の結果及び意見

(1) 新規施設建設の事業計画策定に当たっては、既存施設の有効活用も含めて検討を行うべきである（意見）。

両施設の具体的な活用方法は閉所の直前の時期に検討されているが、新施設建設の事業計画が具体化した時点で、新施設建設計画と一体的に旧施設の具体的な活用方法まで決定すべきものであり、今後、従来使用されていた施設に代わって新たな施設を建設する際には、既存施設の具体

的な有効利用についても検討すべきである。

(2) 旧岡山県教育センターについて

売却等も含めた処分も視野に入れて本件施設の利用を再検討すべきである（意見）。

現在の倉庫としての利用が適切か疑問であり、バリアフリー化工事や耐震補強工事を実施した上で既存施設を利用するのか、更地化した上で新たな利用を検討するのか、引き続き検討すべきである。多額の撤去費用がかかるなら、撤去費用を民間事業者が負担することを条件に民間に売却して処分することも選択肢とすべきである。

(3) 旧岡山県情報教育センター（現「翠光会館」）について

ア 岡山東商業高等学校の施設として、更なる利用を検討すべきである（意見）。

岡山東商業高等学校の施設として利用されているが、稼働率は低く十分に活用されておらず、さらなる利用を検討すべきである。なお、今後も各種会議や貸し館としての外部の者からの利用の要望があるならば、積極的に応じるべきである。

イ 耐震診断を実施すべきである（意見）。

県立高等学校の校舎等について耐震化推進事業を行っているのであるから、本件施設についても耐震診断が実施されるべきである。

8 奨学金貸付事業

1 事業概要

(1) 事業の概要

ア 財団法人岡山県育英会が主体となっているもの

(ア) 岡山県育英会奨学事業（大学・短大は平成19年度から新規採用廃止）

(イ) 高校奨学貸付事業（旧日本育英会高校奨学金地方移管に伴う高校奨学貸付事業）

(ウ) 通学費貸付事業

イ 岡山県が主体となっているもの

(ア) 岡山県高等学校貸付奨学金

(イ) 岡山県地域改善対策奨学金（平成17年3月で貸与終了）

(2) 岡山県高等学校貸付奨学金

ア 趣旨

保護者が岡山県内に居住し、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、奨学金を貸し付ける。

イ 対象者

保護者が県内に居住し、高等学校（専攻科を含む）・高等専門学校に在学する生徒

ウ 申請資格

i 勉学意欲 ii 家計基準

エ 延滞状況

平成18年度から本格的な返済が始まったにもかかわらず、既に539万円もの滞納が発生している。

(3) 岡山県育英会奨学事業

ア 趣旨

一般有為の子弟のうち、心身健全学力優秀な学生生徒で、経済的理由により修学が困難なものに対し奨学金を貸与し、社会に貢献し得る有為な人材を育成する。

イ 応募資格

- i 岡山県内に居住する世帯の生徒
- ii 学力基準及び収入基準を満たす者

ウ 返還状況

平成19年度末現在で、延滞額の合計は7,578万円に達しており、返還率は74.1パーセントに過ぎない。

エ 延滞債権の管理・督促

(ア) 督促方法

督促文書の送付(年3回・7月・1月・3月)、電話督促(随時)、訪問督促(随時)

(イ) 督促管理の問題点

i 延滞状況の管理方法について

奨学金の延滞状況については、滞納者ごとの個別管理、及び督促状況の一覧表により、一定の管理が行われているものの、当該2つの記載内容が一致しない部分もあり、必ずしも全て記載漏れなく管理されてはいない。

また、個別の滞納者ごとの滞納額は、一覧表を見れば把握できるが、滞納を開始した時期、督促を開始した後の入金の有無、入金の時期、入金の額については、それぞれ個別の資料を確認しなければ把握できず、情報の一元管理が行われていない。

ii 督促方法について

過去には、督促文書の送付を行うだけの期間が長い事例が多い。文書督促をしても滞納者から連絡・入金がないにもかかわらず、長期間他の督促手段をとっていない。

電話督促や訪問督促を行うのが1年に1回といった事例が多い。また、滞納者に接触ができなかった場合に別の手段による接触を試みていない。

整理員をおき、口頭・文書で督促を行っているが、回収マニュアルはなく、一度も返済をしていない滞納者に対しても、強制執行などの法的手段をとっておらず、回収体制が弱い。

(4) 高校奨学貸付事業(旧日本育英会実施分)

ア 趣旨

一般有為の子弟のうち、心身健全学力優秀な学生生徒で、経済的理由により修学が困難なものに対し奨学金を貸与し、社会に貢献し得る有為な人材を育成する。

イ 応募資格

- i 平成17年4月以降に高等学校等へ入学した者
- ii 県内に居住する世帯の生徒であること
- iii 品行方正、学業成績優秀であること
- iv 健康であって成業の見込みがあること

ウ 選考基準

- a 学力基準
- b 家計基準

エ 返還状況

平成21年度からの返還が予定されている。

2 監査の結果及び意見

(1) 制度の統廃合を検討すべきである（意見）。

現在、岡山県では、高校奨学金が3本立てとなっており、制度の実施主体も岡山県と財団法人岡山県育英会に分かれている。しかも、財団法人岡山県育英会が実施している従来の高校生に対する奨学金事業と旧日本育英会から移管された高校奨学貸付事業の内容は全く同一であり、併存している理由について説明を求めたところ、財団法人岡山県育英会が行ってきた奨学金事業は財団本来の事業であるので廃止できないとの説明がなされた。

岡山県では、平成22年度から、岡山県が行っている岡山県高等学校貸付奨学金制度を岡山県育英会に移行し、通学費貸付を含む4つの奨学金全体での収支を予想しているが、その結果、平成27年度からは収支が赤字となり、毎年1億円以上の岡山県からの補助金がないと制度の運営ができない見込みとなっている（なお、その後は、奨学金の返還額が増加し、収支が黒字化する見込みであるとのことである）。

将来的に奨学金事業を維持し、社会に貢献しうる有為な人材の育成を継続するためには、高校生に対する奨学金貸付事業を統合整理してコストの削減を図り、募集、貸付から管理・督促、回収までの一貫した事業体制にすべきである。

(2) 管理及び督促の改善を図るべきである（意見）。

以上のような厳しい収支予想からすれば、今後の管理・回収については、従来の管理体制・方法を抜本的に改めるべきである。

ア 管理体制の見直し

奨学金制度を統合整理の上、同様の管理台帳に基づき、一貫した督促・管理を行う必要があるとともに、管理人員も拡充・組織化し、督促状況を十分管理できる組織とする必要がある。

イ 延滞状況の管理方法の改善

滞納者の滞納額、滞納開始時期、督促状況、入金時期、入金額等の情報の一元管理を行い、督促事務の効率化を図るべきである。

ウ 督促方法の改善

文書による督促だけでは回収の実効性は低いため、例えば一定のルールを作成して、電話督促・訪問督促の回数を増やしていくべきである。また、滞納者の状況に応じて、個別の回収マニュアルを策定し、回収体制の強化を図るべきである。

さらに、一度も返済を行わない者や返済意識の低い者などの悪質な滞納者には、法的手段を講じることも検討すべきである。

なお、財団法人岡山県育英会では平成19年から滞納整理員を採用しており、電話督促・訪問督促の回数の増加や少額でも返還する者が出るなど、一定の効果があがっているようである。今後は、さらに回収マニュアルの整備、法律の専門家への法的措置の依頼を含めた回収体制を強化していくべきである。

9 財団法人岡山県育英会

1 概要

(1) 設立目的

一般有為の子弟のうち、心身健全、学力優秀な学生生徒で経済的理由により修学困難なものに対し、奨学上必要な業務を行い、もって将来社会に貢献し得る有為な人材を育成すること。

(2) 事業内容

ア 奨学金貸付事業

(ア) 岡山県育英会奨学事業 (イ) 高校奨学貸付事業

イ 通学貸付事業

県立高等学校の再編整備実施に伴う期間を限定した通学費貸付制度

ウ 学生寮の維持運営

2 監査の結果及び意見

(1) 財団法人岡山県育英会について

ア 財団法人岡山県育英会が実施している事業を、岡山県が直営で実施することを検討する必要がある(意見)。

財団法人岡山県育英会の運営については、実質的に岡山県が事務を行っているのと大差がない状況であり、岡山県と財団法人岡山県育英会とを分けていることで、無駄な事務負担が発生していると考えられる。したがって、今後も財団法人岡山県育英会に同じ事業を継続させるのであれば、自己の職員と収入ですべての事務と事業を実施できる体制を確立する必要があると考える。これができないのであれば、岡山県が直接事業の実施主体となることで、事務の効率化が図られると考える。

イ 東京寮の建物と備品は一般会計ではなく東京寮会計に計上すべきである(意見)。

学生寮の維持経営に関する特別会計が設けられているにもかかわらず、東京寮の建物と備品については一般会計で計上されていることにより、現在の東京寮会計が当該事業の資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示していると言い難いと考えられる。したがって、東京寮に係る建物と備品は、東京寮会計に計上すべきである。

(2) 東京寮について

ア 現在の東京寮の在り方を検討すべきである(意見)。

東京寮の入寮率は、近年下落傾向が続き、また建物の老朽化も進んでいる。

ここで、仮に岡山県が、東京寮の敷地を財団法人岡山県育英会ではない者に賃貸した場合、地代収入の試算は年間4,000万円を超えるものとなる。言い換えれば、岡山県が当該地代を財団法人岡山県育英会、若しくは入寮者に対して補助金として支出しているのと同じ状態である。また、当該土地を近隣の公示地価で売却できるとすると、11億5,500万円となる。

財団法人岡山県育英会が、今後も東京寮の建物を保有し続ける場合、建物の維持管理や建て替えの経費は財団法人岡山県育英会の負担とすることは現在の財務状況では難しく、岡山県が負担することになると考えられる。一方で、岡山県が、民間事業者へ土地を賃貸し、建物を建設してもらい、学生を下宿人としてもらう方法や、岡山県が土地を売却し、売却代金を基金等

に積み立ててその元本や運用果実等で、学生に家賃補助する方法など、建物を保有しない選択肢も考えられる。

東京寮の老朽化が進んでいる中、現在の東京寮の在り方を検討すべきであるとする。

イ 東京寮建物の耐用年数を経済的耐用年数に改めるべきである(意見)。

東京寮は、既に38年間使用されているが、会計上は一般会計の建物として計上され、耐用年数はまだ40年あることになっており、実態との乖離が感じられる。将来の東京寮の在り方も含めて現在の東京寮をいつまで使用するかを明確にし、現在用いている耐用年数を実態に即した経済的耐用年数に改めることを検討することが必要であるとする。

10 財団法人岡山県教育職員互助組合

1 概要

(1) 設立目的

地方公務員法42条、岡山県の職員の共済制度に関する条例、岡山県教育職員互助組合設置規程に基づき、公立学校教職員等を対象に、相互共済及び福利増進を図るため、本人及び扶養家族の福利、厚生、医療等に関する給付、貸付けを行うことを目的として設立(昭和27年4月1日教育職員互助組合発足、昭和44年8月1日民法34条に基づく財団法人として認可)。

(2) 会員の範囲及び資格

公立学校共済組合岡山支部の組合員又は財団法人岡山県教育職員互助組合の役職員となった日から会員の資格を取得し、これらの資格を喪失したときから会員の資格を喪失する。

(3) 教育職員互助組合の行う福利厚生事業と岡山県・公立学校共済組合が行う福利厚生事業の関係

担当者からは、教育職員に対する福利厚生事業について、岡山県、共済組合、教育職員互助組合が相互補完的に事業を分担しており、また、全体として事業の業務委託をすることによりスケールメリットが生まれ、より安価な価格で事業が実施できているとの説明がなされた。

2 監査の結果及び意見

(1) 互助組合の会計について

ア 補助金交付額は、具体的な事業費に応じて決定し、補助金対象事業と非対象事業は決算書上明確に区分すべきである(意見)。

財団法人岡山県教職員互助組合の会計は、岡山県から交付された補助金が補助金の対象となる経費だけに充当されているのかが一見ただけでは分かりにくい状況になっている。補助金と事業支出の対応関係を一見して分かりやすい状況にするためには、補助対象事業を明確化し、補助金の交付額を具体的な事業費に応じて決定することや、決算書上、補助金の対象となる事業を一つの(特別)会計にすることが必要である。その際、当該(特別)会計が他の(特別)会計に対して金銭を支払ったり、他の補助金を受け取った(特別)会計から金銭を受け入れたりしないようにすることが必要と考える。

イ 賞与引当金は流動負債に計上すべきである(指摘事項)。

賞与引当金は翌年度には必ず取り崩されるものであるため、流動負債に計上しなければならない。

(2) 教育職員互助組合への補助金の支出を見直すべきである（意見）。

教育職員互助組合は、公益法人であり、岡山県からの補助金の交付は「公益上必要がある場合」にのみ認められるものである（地方自治法232条の2）。しかるに、岡山県の補助金の対象事業である一般会計の内容は、すべて教育職員のための福利・厚生事業であり、一般の公益性のある事業と言えるものがあるかは疑問である。したがって、岡山県からの教育職員互助組合への補助金の交付については、今一度検討する必要がある。

(3) 補助金廃止後の教育職員互助組合の在り方について検討すべきである（意見）。

岡山県では、平成21年度から、教育職員互助組合への補助金の交付を打ち切ることと予定されているとのことであるが、共済条例第3条第2項では、岡山県は組合員の掛金総額の二分の一程度の助成金を交付すると規定していることから、条例の規定の改正の必要も検討すべきであろう。

また、岡山県の補助金の交付がなくなった以降は、教育職員互助組合は、本来岡山県が職員に対して行う福利厚生事業を代わって実施しているとの説明はなりたらず、純粋な職員相互の互助組織となることになるので、公立学校共済組合岡山支部の組合員は当然教育職員互助組合の組合員になることとされている点を含めて、今後の教育職員互助組合の在り方について検討すべきである。

1 1 地域改善対策奨学金の償還督促事業

1 概要

(1) 目的【旧規則（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金貸与規則（平成14年4月1日廃止）第1条）】

学校教育法による高校・高専・大学・短大に進学しようとする対象地域（地对財特法（平成14年3月失効）第2条第1項に規定する地域）の関係者の子弟で、経済的な理由によって進学後修学が困難な者に対し、修学に必要な資金（奨学金）及び入学時における通学用品等の購入に必要な資金（通学用品等助成金）を貸与することによって、その者の就学の道を開き、もって有為な人材を育成すること。

(2) 貸与の条件【旧規則第2条】

- ・ 県内の対象地域の関係者の子弟。
- ・ 高校等・大学に在学。
- ・ 日本学生支援機構（旧日本育英会）、岡山県育英会、私学振興財団育英会、母子寡婦福祉修学資金と重複して貸与を受けていないこと。
- ・ 日本学生支援機構奨学生採用の際の収入基準以下の世帯。

(3) 現在の事業の内容

平成17年3月で貸与は終了し、現在、岡山県が返還事業を行っているが、この奨学金貸付は、国から3分の2の補助金の交付を受けて実施していたため、岡山県が返還を受けたものから3分の2は国に返還されている。なお、返還事務に必要な人件費・事務費等はすべて岡山県の負担となっている。

(4) 平成19年度までの返還状況

返還率は約75パーセントで、平成19年度末で5億4千万円が滞納となっている。

(5) 督促状況

督促状の送付、電話による督促、家庭訪問による督促

2 監査の結果及び意見

(1) 本奨学金の償還について明確な方針を決めるべきである（指摘事項）。

本制度の実施目的や制度変更の経緯もあり、不納欠損処理や法的手続きは全くとられていない。平成19年度末までの償還率が約75パーセントであったのに対し、平成19年度返還分の償還率は58.6パーセントに下がっており、今後もさらに償還率が下がっていく可能性は否定できない。岡山県の担当者からは、本人のプライバシーの観点等から、不納欠損や法的手続きはとることが難しいとの説明があったが、このまま放置することは、真面目に返還している者との間で不平等となってしまふ。本奨学金の償還について、法律の専門家に相談する等して、明確な方針を定め、その方針に従った償還事業を進めるべきである。

(2) 滞納者に対する十分な債権管理を行い、法的手続き等を検討すべきである（指摘事項）。

本奨学金については、個人別債権台帳及び個人別督促台帳により管理・督促が行われているが、この台帳では、本人及び保証人の状況や督促状況の把握はできるものの、消滅時効の管理などはできない。また、岡山県では、どの奨学生の、どの債権部分が消滅時効にかかっているのかなど把握しておらず、時効管理が十分でない。さらに、本奨学金の特殊性から、多くは滞納者本人に対して直接督促が行われていないが、督促先についても本人のプライバシーに配慮した上で検討する必要がある。

以上のとおり、十分な債権管理のシステムを構築した上、既に消滅時効期間が経過した債権については不納欠損処理を検討するとともに、督促に応じない者に対しては法的手続きを検討すべきである。